

兵庫県公報

平成19年4月27日 金曜日 第 1870 号

発 行 人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則（疾病対策課） 2

告 示

- 公印の改刻（文書課） 2
 ○救急病院の認定（医務課） 3
 ○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水質課） 3
 ○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課） 6
 ○土地改良区清算人の退任の届出（同） 6
 ○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同） 7
 ○基本測量が終了した旨の通知（契約管理課） 7
 ○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） 7
 ○東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（街路課） 8
 ○中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同） 8
 ○阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同） 9
 ○東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同） 9
 ○道路の位置指定（建築指導課） 9
 ○同 上（同） 10

監査委員公告

- 包括外部監査の結果に係る措置結果について 10

教育委員会公告

- 入札公告 25

選挙管理委員会告示

- 不在者投票のできる施設の指定及び指定の取消し 27

警察本部公告

- 落札者等の公示 28

正 誤

- 平成19年3月16日付け兵庫県公報号外中 31

公布された法令のあらまし

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第42号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正により、結核が同法の2類感染症として追加されるとともに、結核予防法が廃止されたこと等に伴い、次の規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則
- 2 兵庫県漁港管理規則

- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則
 4 結核予防費補助金交付規則

規 則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成19年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第42号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

(単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「又は結核菌」を削る。

(兵庫県漁港管理規則の一部改正)

第2条 兵庫県漁港管理規則(昭和38年兵庫県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「同条第5項」を「同条第6項」に、「4類感染症」を「5類感染症」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部改正)

第3条 精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則(昭和40年兵庫県規則第98号)の一部を次のように改正する。

様式第5号の2(注)中3を削り、4を3とする。

(結核予防費補助金交付規則の廃止)

第4条 結核予防費補助金交付規則(昭和35年兵庫県規則第64号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

兵庫県告示第522号

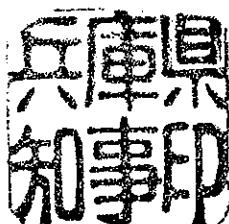
1に掲げる公印を平成19年4月30日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、平成19年5月1日からその使用を開始する。

平成19年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 廃止公印の名称及び印影

(1) 兵庫県知事印

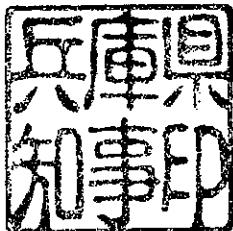


(2) 兵庫県知事印



2 新調公印の名称及び印影

(1) 兵庫県知事印



(2) 兵庫県知事印



兵庫県告示第 523 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 脳神経外科 恒生病院
 所 在 地 神戸市北区有野町二郎383番地
 認 定 年 月 日 平成19年1月20日
 認定の有効期限 平成22年1月19日

兵庫県告示第 524 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社神鋼環境ソリューション

加古郡播磨町新島19番地

播磨製作所長 山 崎 忠 成

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社神鋼環境ソリューション 播磨製作所

加古郡播磨町新島19番地

(3) 特定施設に関する事項

種 類	72号 し尿処理施設	
変 更 前 後 の 区 分	変 更 前	変 更 後
能 力	110m ³ /日 600人槽	同 左

工事着手予定期月日	一	既設			
工事完成予定期月日	一	既設			
使用開始予定期月日	一	許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指數)	7.6	8	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	6	7	10	15
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	18	28	18	28
	浮遊物質量 (単位 mg/L)	3.6	9	18	28
	窒素含有量 (単位 mg/L)	25	40	25	40
	りん含有量 (単位 mg/L)	3	5	3	5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)		80	95	80	95

(4) 污水等の処理の方法

種類	分類	72号し尿処理施設	更迭前	更迭後	
変型構造	式造	合併式し尿浄化槽		同左	
主要寸法(単位メートル)	18.6×8×4.55	鉄筋コンクリート造り		同左	
污水等の處理方式	力110m ³ /日 600人槽	長時間ばつき方式+生物接触酸化方式		同左	
工事着手予定期年月日	一			既設	
工事完成予定期年月日	一			許可後	
使用開始予定期年月日	一			同左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続				
使用時間の季節的変動の概要	なし			同左	
区分	分	処理前	処理後	処理前	処理後
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~8.6	8.6	7.6	通常	最大
生物化学的酸素要求量 (単位mg/L)	250	300	6	通常	最大
化学的酸素要求量 (単位mg/L)	120	150	18	通常	最大
浮遊物質量 (単位mg/L)	250	300	3.6	通常	最大
窒素含有量 (単位mg/L)	30	40	25	通常	最大
りん含有量 (単位mg/L)	5	10	3	通常	最大
使用における当該汚水等の処理施設による処理前の量及び最大の量	80	95	80	95	95
及び処理後の汚水等の通常の量及び最大の量					

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前	変更後	
排水口名		No.1	No.1	No.2, No.3
排水水量 (単位 m ³ /日)	通常 最大	90 105	90 105	雨水専用排水口
水素イオン濃度 (水素指数)	通常 最大	7.6 8	5.8~8.6 5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常 最大	6 7	10 15	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常 最大	18 28	18 28	
浮遊物質量 (単位 mg/L)	通常 最大	3.6 9	18 28	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常 最大	25 40	25 40	
りん含有量 (単位 mg/L)	通常 最大	3 5	3 5	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年4月27日から同年5月18日まで
 (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ

兵庫県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成19年4月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

石倉土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監事	井 垣 良 信	姫路市石倉323番地
同	井 垣 金 志	同 市石倉91番地

兵庫県告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成19年4月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

石倉土地改良区

氏 名	住 所
小 野 春 雄	姫路市石倉358番地

柴 田 弘 明	同 市石倉638番地 1
西 川 展 裕	同 市石倉343番地
井 垣 昭 也	同 市石倉304番地
苦 木 隆 幸	同 市石倉519番地 1
田 中 房 稔	同 市石倉327番地
小 野 三 郎	同 市石倉521番地

兵庫県告示第 527 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年4月13日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
ため池等整備事業（一般）			
ため池等整備工事（都市型緊急整備事業）小規模	水 足 地 区	平成19年4月27日から 同 年5月17日まで	加古川市役所

兵庫県告示第 528 号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成19年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 作業種類

基本測量（ジオイド測量）

(2) 作業期間

平成18年10月23日から平成19年3月16日まで

(3) 作業地域

姫路市、加西市、篠山市、丹波市、加東市及び神崎郡福崎町

2(1) 作業種類

基本測量（1万分1地形図修正作業）

(2) 作業期間

平成18年6月20日から平成19年3月20日まで

(3) 作業地域

尼崎市及び西宮市

兵庫県告示第 529 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年4月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年4月27日から2週間、阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尼 崎 港 線	尼崎市東向島西之町1番1から 同 市中在家町3丁目114番まで	旧	18.0から 22.0まで	78.0	
		新	16.0から 22.0まで	78.0	

~~~~~  
**兵庫県告示第530号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成19年近畿地方整備局告示第40号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 施行者の名称

兵庫県

## 2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画道路事業 3.4.341号 三木山崎線

## 3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 4 事業施行期間

平成10年9月9日から平成20年3月31日まで

## 5 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

なし

~~~~~  
兵庫県告示第531号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成19年近畿地方整備局告示第41号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

兵庫県

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業 3.4.127号 山吹線

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業施行期間

平成4年6月26日から平成20年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

- (2) 使用の部分
なし
-

兵庫県告示第532号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成19年近畿地方整備局告示第42号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業 3.4.161号 建石線
 - 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 - 4 事業施行期間
平成7年11月29日から平成20年3月31日まで
 - 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
-

兵庫県告示第533号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成19年近畿地方整備局告示第51号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業 3.5.109号 黒橋線
東播都市計画道路事業 7.6.501号 山下町線
東播都市計画道路事業 7.7.508号 山陽電鉄側道1号線
 - 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 - 4 事業施行期間
平成12年7月24日から平成24年3月31日まで
 - 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
-

兵庫県告示第534号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、その関係図書は、平成19年4月27日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。
平成19年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H18但豊位置 0011号	19. 4. 11	豊岡市日高町岩中字中坪97番7、97番12、97番13	4.24	21.27

~~~~~  
兵庫県告示第535号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、その関係図書は、平成19年4月27日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。  
平成19年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 道 路 の 位 置                          | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H18淡路位置<br>0016号 | 19. 4. 13        | 洲本市宇山字家ノ後692番の一部、同市宇山3丁目<br>695番25 | 5.2           | 35.0          |

## 監 査 委 員 公 告

平成19年4月27日

## 兵 庫 県 監 査 委 員

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 天 | 宅 | 陸 | 行 |
| 久 | 保 | 敏 | 彦 |
| 中 | 村 | 雅 | 宥 |
| 山 | 本 | 敏 | 信 |

## 包括外部監査の結果に係る措置結果について

平成18年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事及び病院事業管理者から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が、平成19年3月20日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

## 平成18年3月31日付け包括外部監査結果報告に係る措置

兵庫県の下水道事業に関する財務事務の執行並びに出资団体である財團法人兵庫県下水道公社の事務の執行及び経営の管理について

## 兵庫県の下水道事業に関する財務事務の執行

| 指摘事項及び意見                                                                                                                                                                                       | 対応及び改善策                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 全般的な事項</b> <p>(1) 流域下水道事業の地方公営企業法の適用について（意見）<br/>利用者に対する説明責任を果たしつつ経営管理を的確に行うため、地方公営企業法の全部又は一部を適用し、会計を企業会計方式に改める必要がある。</p>                                                                 | <p>企業会計方式による財務諸表の作成における資産把握調査に着手する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>(2) 維持管理業務の包括的民間委託の導入について（意見）<br/>維持管理費のコスト削減にあたっては、包括的民間委託を採用することが必要と思われる所以、下水道公社の役割の見直しも含め検討することが必要である。</p>                                                                               | <p>流域下水道の維持管理は、広範な委託範囲や複雑な処理工程を対象とすること、補修・修繕の実施時期の的確な判断、設備更新を見通した管理などの問題があり、また、民間事業者の能力や業界の動向等についても見極める必要がある。<br/>これらの課題への対応策を明確にするとともに、包括的民間委託の導入について検討する。その上で、公社の役割の見直しを行う。<br/>なお、当面、維持管理水準を維持しつつ、公社に対してさらなる経費削減を求めていく。</p>                                                           |
| <p>(3) 指定管理者制度の導入について（意見）<br/>指定管理者制度による下水処理場の維持管理を包括的民間委託で実施することも含め検討すべきである。</p>                                                                                                              | <p>流域下水道の維持管理の課題である経費の縮減という目標達成には包括的民間委託の要素である性能発注が大きな効果を上げると考えられる。したがって、指定管理者制度を包括的民間委託によって行うとしても、広範な委託範囲や複雑な処理工程を対象とすること、補修・修繕の実施時期の的確な判断、設備更新を見通した管理などの問題があり、民間事業者の能力や業界の動向等について見極める必要がある。<br/>当面の間は、公社に対してさらなる維持管理水準の向上と経費削減を求めて、包括的民間委託について検討していく。民間委託が可能となれば、その際に公社の役割の見直しを行う。</p> |
| <p>(4) 県と下水道公社の委託契約について（意見）<br/>貯蔵品残高を貸借対照表に計上するよう改めると共に経営効率化、コスト縮減した場合のメリットが公社に一部帰属するような契約方式に改める必要がある。<br/>また、公社では月次決算が実施されていないこと等もあり決算事務が年度末に集中し経済的でないので、概算額と実費との差額を翌年度に精算するよう見直しが必要である。</p> | <p>貯蔵品については、受払台帳により正確に管理するよう徹底し、保有高の管理を適正に行っていく。経営効率化、コスト縮減のメリットが公社に一部帰属する契約方式については、試行的に導入できる項目を指定し、平成18年11月に切り替えた。今後とも、さらに経営の効率化、コスト縮減が可能な契約となるよう取り組んでいく。<br/>公社には、月次決算を適正に行わせることとした。翌年度に精算することは、県だけでなく市町の決算にも影響し困難であることから、公社が月次決算を厳正に行うことで決算事務の迅速化を図り、今までどおり当該年度に精算する。</p>             |

|                                                                                                                                                      |                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (5) 県下水道公社の役割の見直しについて（意見）<br>現在の公社体制で維持管理業務を継続する必要性があるのか再検討すべき時期にきていることから将来動向を見据え、公社の役割の見直しを行うことが必要である。                                              | 維持管理業務の効率化などの課題に対応するため、包括的民間委託導入の検討を行った上で、公社の役割を見直していく。                                                                        |
| (6) 県職員給与の関係市町への請求漏れについて（指摘事項）<br>県と公社の兼務職員の業務は県から公社への委託事業として行われ、実費精算方式で受託収入が決められていることから、県は当業務委託費全額を関係市町に請求することになるが、関係市町への請求から洩れしており、実質的に県が損失を被っている。 | 平成18年度より給与は公社で負担するよう改めた。                                                                                                       |
| (7) 未利用地の活用について（意見）<br>未利用地の活用のほか、処理場上部空間、管渠内空間等の貸付も含め、もっと積極的にその活用を図るべきである。                                                                          | 利用が見込める施設では、公園、グランド、ビオトープ等として開放するほか加古川上流浄化センターにおいて上部利用の検討を行うなど、有効活用を進めるとともに、流域下水道事業の全体計画の見直しを進めるなかでも、活用を検討していく。                |
| (8) 兵庫西の汚泥処理コスト節減方策の検討について（意見）<br>今後の設備投資にあたっては、民間の創意・工夫に基づく提案等を幅広く取り入れることが重要であり、PFⅠ方式も視野に入れ幅広く検討することが必要である。                                         | 平成18年度兵庫西汚泥溶融炉更新工事では、高度技術提案型の総合評価方式による発注方法を採用し、ライフサイクルコスト縮減、品質・耐久性の向上、維持管理の容易性の向上、環境負荷の抑制等について民間の提案を募った。                       |
| 2 契約に関する事項<br>(1) 入札・契約制度の改善について（意見）<br>① 電子入札について<br>実績が少ないので計画どおり推進されたい。                                                                           | 平成18年度当初より県民局等に対して、試行対象工事も電子入札を完全実施するよう周知徹底し、100%実施となっている。                                                                     |
| ② 新たな入札・契約方式の導入への対応について<br>導入実績を更に上げる努力をされたい。                                                                                                        | 本県では全国に先駆け、平成14年度より総合評価落札方式を導入しており、18年度は37件と前年度の6倍に拡充し、19年度は18年度の倍増を目指す。                                                       |
| ③ 工事成績の反映について<br>工事成績が正確に企業評価に反映されるように、工事台帳システムの入力チェックを充実化されたい。                                                                                      | 入力事務を正確に行うよう県民局等に対して指導した。                                                                                                      |
| ④ 一般競争入札や公募型指名競争入札の適用範囲の拡大について<br>指名競争入札の範囲を限定し、一般競争入札や公募型指名競争入札の適用範囲を拡大すべきである。                                                                      | 平成19年度の制度改善取組において、公募型一般競争入札の対象工事金額を引き下げるとともに、制限付き一般競争入札を新設する予定である。                                                             |
| (2) 工事契約の変更について（意見）<br>契約内容から判断すると、もともと年度内の工事完了が不可能であるのに、年度末に契約したのではないかと思われる工事が見受けられた。                                                               | これらの工事は、工事内容や他工事との調整、2月補正予算の関係で、発注時期が遅くなつたものであり、今後、計画的に工事発注するよう徹底した。                                                           |
| (3) 高額選定案件の業者選定状況について（意見）<br>可能な限り競争原理を働かせて落札金額の低減化を図る努力をすべきである。                                                                                     | 入札・契約制度の透明性、公平性、競争性を確保するため、毎年度、制度改善を行っている。<br>平成19年度からは公募型一般競争入札の対象工事金額の引き下げ、制限付き一般競争入札の新設による一般競争入札の拡充など公正な競争の促進と入札参加機会の増加を図る。 |

|                                                                                                                                 |                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| (4) 少額入札参加者選定委員会の審議について（指摘事項）<br>① 選定委員会の審議について<br>要綱で定める開催基準を満たしていない会議があった。                                                    | 平成17年度以降は適正に開催している。                                                                         |
| ② 少額入札参加者選定委員会記録について<br>委員会の開催日程が記入されていないものがあった。                                                                                | 今後このようなことがないよう、チェック体制の強化を県民局等に対して指導した。                                                      |
| (5) 各種文書（起工伺等）の記載について（指摘事項）<br>決定日、起案日等の記入漏れ、記入誤りが散見された。                                                                        | 各種文書での記入漏れ、記入誤りが少なくなった。                                                                     |
| (6) 契約書と特記仕様書の翻訳について（指摘事項）<br>特記仕様書の様式を誤っていた。                                                                                   | 特記仕様書の様式を工事内容と適合させるよう徹底するとともにチェック体制を強化した。                                                   |
| (7) 工事履行保証保険の更新について（指摘事項）<br>工期延長に伴い、工事履行保証保険契約の保険期間を延長すべき事例において、手続きがとられていなかった。                                                 | 今後このようなことがないよう、県民局等に対して指導した。                                                                |
| (8) 工事台帳の正確な記載について（指摘事項）<br>入札日、契約方法、予定価格の記入誤りや台帳の一部欠落があった。<br>また、「土木事業施工監理事務処理要領」に基づく推進会議は現在開催されていないため、実態に合わせて要領を改訂すべきである。     | 工事台帳は正確に記載するよう徹底した。<br>事務処理要領は、必要に応じて適宜改訂を検討する。                                             |
| (9) 設計図書審査チェックシートについて（意見）<br>チェックが形式的になされている事項と、様式が混在し統一した方法で運用されていない事項があった。                                                    | 設計図書の審査チェックにあたっては、慎重に行うよう徹底した。<br>押印欄を設けた様式に統一した。                                           |
| (10) 委託業務に係る入札参加者指名選定書の選定理由の記載について（意見）<br>選定理由が空欄となっていたり、理由として「施工実績」としか記載されていない場合が多い。選定理由は明確に記載しておく必要がある。                       | 選定理由については、具体的に記載するよう県民局等に対して指導した。                                                           |
| (11) 猪名川流域下水道事業に係る委託料について（意見）<br>県と大阪府が負担割合に基づいて委託料を支出する内容の委託契約において、設計書の内容を検討し、委託契約額が妥当であると判断したことを示す文書を作成する必要がある。               | 平成18年度から、三者協定の設計書に、本件審査の結果が適正であることを確認した旨、兵庫県と大阪府双方の担当課長名で表記し、設計書と委託契約額の妥当性を確認したことがわかるよう改めた。 |
| (12) 検査事務について（意見）<br>① 工事検査室の検査予定の承認手続きについて<br>工事検査予定が変更になる場合は、当初実施予定期の「契約担当者工事検査実施状況」等に事実関係の内容を付記しておく必要がある。                    | 今後、記録するよう徹底した。                                                                              |
| ② 出先検査の実施状況の確認について<br>(a) 実施状況を速やかに確認しておく必要がある。<br>(b) 出先検査計画件数と報告件数の差異の要因を資料上で特定し、検査の実施状況のチェックが確実に行われたことが事後的にも把握できるようにする必要がある。 | 実施状況報告の内容等について、的確な事務処理を行うよう徹底した。                                                            |
| ③ 委託業務に係る検査について<br>検査調書の検査日が、訂正印もなく修正されていたので、記載事項の修正を行った担当者が事後的に明確になるようにする必要がある。                                                | 今後、訂正印の押印もれがないよう徹底した。                                                                       |

|                                                                              |                                                                                                               |                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 その他の事項                                                                     |                                                                                                               | 現状の資産把握調査に着手する。                                                                            |
| (1) 公有財産に係る台帳と定期報告について（意見）                                                   | ① 下水道台帳では、公有財産の価格が把握できないので、明らかにできるようにしておく必要がある。                                                               |                                                                                            |
| ② 公有財産規則に規定されている定期報告は実施されていないが、将来的には公有財産の価格を明らかにし、毎会計年度末現在における定期報告を実施すべきである。 |                                                                                                               | 資産把握調査を実施すれば公有財産価格を把握でき、定期報告が可能になると考えている。                                                  |
| (2) 火災保険について（意見）                                                             | ① 新規加入についてはチェックされているが、解除すべきものが報告対象になっていないので検証できるようにしておく必要がある。<br>② 下水道課では継続加入案件の内容を各県民局に確認していない。確認対象とする必要がある。 | 今後は耐用年数を経過し、更新時期を迎える建物や施設が増加する。このため、下水道課では県民局と連携し、火災保険新規加入のみならず継続加入案件、解除対象案件の内容を確認することとした。 |
| (3) 収納管理について（意見）                                                             | 長期に及ぶ負担金収入の遅延については、期限を指定して督促すべきである。<br>また、今後も負担金の納期が遵守されない場合は、何らかの課金ができるように考慮する必要がある。                         | 納期限を超えた歳入については、延滞金徴収の対象であるか否かを問わず、期限を付して督促していくこととした。<br>県の条例では対象になっていない。                   |

## 出資団体である財團法人兵庫県下水道公社の事務の執行及び経営の管理

| 指摘事項及び意見                                                                                                                                                            | 対応及び改善策                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 全般的な事項</b> <p>(1) 経営計画の策定について（意見）<br/>県と共同し、数値化された中期事業計画を策定し、将来の経営目標を明示すると共に、継続的にその達成状況を実績値でフォローできるような管理体制を確立する必要がある。</p>                                      | <p>管理受託事業については、年度ごとの処理単価等の数値目標を設定、建設技術支援事業については、今後の事業量の見直しと組織体制のあり方を内容とした組織の共通目標となる「経営計画」(19~21年度)を平成19年3月に策定する。</p> <p>平成19年度から県を含めた検証組織を立ち上げ、年度ごとの達成状況のフォローを行う。</p> |
| <p>(2) 内部管理制度について（意見）<br/>内部牽制面、内部管理面、内部監査制度が不備があるので、内部管理体制の整備、確立が必要である。</p>                                                                                        | <p>平成17年度決算から、予算との差異分析を行うこととし、その分析内容をその後の予算編成に反映することとした。</p> <p>また、実務及び服務に係る研修の充実、幹部職員の職場巡回、月次試算表の厳正なチェック体制の確立に努める等、内部管理体制について検討、見直しを行い、充実に努めている。</p>                 |
| <p>(3) 収支計算書の予算について（指摘事項）<br/>当初予算が大幅に補正されており、補正予算計上後も、決算と差異が生じている。<br/>また、予算額と決算額の差異が著しい項目において、その理由が収支計算書の備考欄に注記されていない。</p>                                        | <p>平成19年度当初予算（案）に要求枠を設定とともに、事務費を対前年比一律10%カットする等、予算を的確に算定した。</p> <p>なお、予算額と決算額の差異が著しい項目については、平成17年度決算から収支計算書の備考欄にその理由を注記するよう改めた。</p>                                   |
| <p>(4) 予算と実績の差異分析について（意見）<br/>予算と実績の差異分析が実施されていない。差異の原因を区分し、公社の努力の結果によりどの程度の不用額が生じたのか明らかにしておくことが必要である。</p>                                                          | <p>平成17年度決算から、予算との差異分析を行うこととし、その分析内容をその後の予算編成に反映することとした。</p>                                                                                                          |
| <p>(5) 規程等の整備について（意見）<br/>           ① 通知、通達等の更新について<br/>業務の標準化を図るために「通知・通達集」を最新の情報に更新する必要がある。</p> <p>② 会計規程等の更新について<br/>会計規程等が実情にそぐわない部分があるので、会計規程等を更新する必要がある。</p> | <p>「通知・通達集（様式集）」を最新の情報に更新した。</p> <p>会計規程等を実情に即したものに改正した。</p>                                                                                                          |
| <p>③ 文書の保管について<br/>委託業務の完了届原本を事務所あるいは本社のいずれが保存するのか明確になっていないので、文書保管責任を明確にしておく必要がある。</p>                                                                              | <p>業務完了届の原本は事務所で保管することになっているので、周知徹底を図った。</p>                                                                                                                          |
| <p><b>2 会計に関する事項</b></p> <p>(1) 収支計算書の処理科目の誤りについて（指摘事項）<br/>           ① 処理科目的誤りについて<br/>下水道建設技術支援事業費で計上すべきパソコン使用料を管理費で計上していた。</p>                                  | <p>平成17年度決算において精算処理した。</p>                                                                                                                                            |
| <p>② 期末における処理科目の振替処理について<br/>当初予算で支払実績が明らかに超過すると予測される科目を別の科目に計上しておき、補正予算確定後にまとめて科目的振替処理をしていた。</p>                                                                   | <p>当初予算額を的確に算定し、また、支出内容の精査、確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めている。</p>                                                                                               |